

2

指定給水装置工事事業者

2 指定給水装置工事事業者

1 解説

給水装置工事は、指定事業者が施工することから、指定事業者は、法、政令、省令、給水条例、施行規則及び越谷・松伏水道企業団指定給水装置工事事業者規程に基づく管理者の指示を遵守し、誠実にその業務を行う必要がある。

2 給水装置工事の事業の運営

水道法第25条の8

指定給水装置工事事業者は、厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適正な給水装置工事の事業の運営に努めなければならない。

3 給水装置工事にし適切に作業を行うことができる技能を有する者

水道法施行規則第36条第1項第2号に規定する適切に作業を行うことができる技能を有する者の一例を次に掲げる。

- (1) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条に規定する配管技能士。
- (2) 職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県知事の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程の修了者。
- (3) 公益財団法人給水工事技術振興財団による講習会（平成23年度まで実施）修了者のうち給水装置工事配管技能者認定協議会により給水装置工事配管技能検定会と同等以上の講習課程を経て資格を取得したと認定された者。（給水装置工事配管技能者認定協議会からの認定書交付者）
- (4) 公益財団法人給水工事技術振興財団による給水装置工事配管技能検定会（平成24年度から実施）の合格者。

4 変更の届出等

水道法第25条の7

指定給水装置工事事業者は、事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は給水装置工事の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を水道事業者に届け出なければならない。

5 越谷・松伏水道企業団指定給水装置工事事業者規程

指定事業者に関する全般項目については、越谷・松伏水道企業団指定給水装置工事事業者規程（参考資料参照）による。

6 必要機械器具

- (1) 切断用機械器具
 - (ア) 金切りのこ
 - (イ) その他の管の切断用の機械器具
 - (A) パイプカッター（SUS用）

- (B) パイプカッター（HVP 用）
- (C) その他
- (2) 加工用機械器具
 - (ア) やすり
 - (イ) パイプねじ切り器
 - (ウ) その他の管の加工用の機械器具
 - (A) 穿孔機（Φ25,Φ50）
 - (B) コア挿入機（Φ25,Φ50）
 - (C) その他
- (3) 接合用機械器具
 - (ア) トーチランプ
 - (イ) パイプレンチ
 - (ウ) その他の接合用の機械器具
 - (A) トルクレンチ
 - (B) SUS プレス工具（Φ25～50）
 - (C) その他
- (4) 水圧テストポンプ

7 指定手数料

申込者から徴収する手数料は次のとおりである。
1 件につき 20,000 円（非課税）

8 その他

- (1) 申請受付は、月曜日から金曜日（祭日及び年末年始を除く）の AM8：30～PM5：15 とする。
- (2) この章に定める事項以外については、別途企業団に確認すること。